○労働基準法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める件(抄)

## (症状又は障害に皮膚障害を含む化学物質のみ抜粋)

(平成八年三月二十九日労働省告示第三十三号)

労働基準法施行規則別表第一の二第四号1の厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)は、次の表の上欄<編注:左欄>に掲げる化学物質とし、同号1の厚生労働大臣が定める疾病は、同欄に掲げる化学物質に応じ、それぞれ同表の下欄<編注:右欄>に定める症状又は障害を主たる症状又は障害とする疾病とする。

		化 学 物 質	症 状 又 は 障 害
無機の	鞍及びア	アンモニア	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
ルカリ		塩酸(塩化水素を含む。)	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は歯牙酸蝕
		過酸化水素	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
		硝酸	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は歯牙酸蝕
		水酸化カリウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
		水酸化ナトリウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
		水酸化リチウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
		弗化水素酸(弗化水素を含む。以下同じ。)	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
		ペルオキソニ硫酸アンモニウム	皮膚障害又は気道障害
		ペルオキソニ硫酸カリウム	皮膚障害又は気道障害
		硫酸	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は歯牙酸蝕
△본/		你,自安	
金属(セレン及 び砒素を含む。 ) 及びその化合		アンチモン及びその化合物	は胃腸障害
		塩化亜鉛	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
物		塩化白金酸及びその化合物	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
		クロム及びその化合物	皮膚障害、気道・肺障害、鼻中隔穿孔又は嗅覚障害
		コバルト及びその化合物	皮膚障害又は気道・肺障害
		セレン及びその化合物(セレン化水素を除く。)	皮膚障害(爪床炎を含む。)、前眼部障害、気道・肺障害又は肝障害
		タリウム及びその化合物	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害又は末梢神経障害
		ニッケル及びその化合物(ニッケルカルボニルを	
		除く。)	皮膚障害
		バナジウム及びその化合物	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
		砒素及びその化合物(砒化水素を除く。)	皮膚障害、気道障害、鼻中隔穿孔、末梢神経障害又は肝障害
		ブチル錫	皮膚障害又は肝障害
		ベリリウム及びその化合物	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
		ロジウム及びその化合物	皮膚障害又は気道障害
ハロゲ	ン及びそ	塩素	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は歯牙酸蝕
の無機	~	臭素	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
		弗素及びその無機化合物(弗化水素酸を除く。)	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は骨硬化
		沃素	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
n 2. 7	流黄、酸		歯痛、皮膚障害、肝障害又は顎骨壊死
		カルシウムシアナミド	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は血管運動神経障害
	にこれら	二亜硫酸ナトリウム	皮膚障害又は気道障害
		一 里 州 政 ア ト ク ク ム ヒ ド ラ ジ ン	
の無機化合物		ヒトノンノ	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
		ホスゲン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺 障害
族化	脂肪族炭 化水素及	塩化ビニル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、中枢神経系抑制、レイノ 一現象、指端骨溶解又は門脈圧亢進
	びそのハ ロゲン化 合物	臭化メチル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、気道・肺障害、視覚障害、 言語障害、協調運動障害、振せん等の神経障害、性格変化、せん妄、幻覚 等の精神障害又は意識障害
		アクリル酸エチル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害又は粘膜刺激
		アクリル酸ブチル アクロレイン	皮膚障害 皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
			及膺障者、削ឃ部障者又は双道・肺障者 皮膚障害
	ケトン	_・ニーエホキンプロビル= フェニルエーデル グルタルアルデヒド	2
	及びエス		皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	及いエヘ テル	ニーシアノアクリル酸メチル	皮膚障害、気道障害又は粘膜刺激
	, ,-	ニーヒドロキシエチルメタクリレート	皮膚障害
		ホルムアルデヒド	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
		メタクリル酸メチル	皮膚障害、気道障害又は末梢神経障害
		硫酸ジメチル	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
	その他の 脂肪族化	アクリルアミド	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、協調運動障害又は末梢神経 障害
	合物	アクリロニトリル	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
		エチレンイミン	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は腎障害
		エチレンジアミン	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
J			
Į.		エピクロルヒドリン	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は肝障害
		酸化エチレン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、中枢神経系抑制、前眼部
		阪11-17-17-17-17-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-	障害、気道・肺障害、造血器障害又は末梢神経障害
		ジメチルホルムアミド	障害、気道・肺障害、造血器障害又は末梢神経障害 頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害、気道障害、 肝障害又は胃腸障害

		無水マレイン酸	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
脂環式化合物		イソホロンジイソシアネート	皮膚障害又は気道障害
		ジシクロヘキシルメタン―四・四´―ジイソシア ネート	皮膚障害
芳香 族化	ベンゼン 及びその	スチレン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害、視覚障害、気 道障害又は末梢神経障害
合物	同族体	パラ―tert―ブチルフェノール	皮膚障害
	芳香族炭	塩素化ナフタリン	皮膚障害又は肝障害
	化水素の ハロゲン 化物	塩素化ビフェニル(別名PCB)	皮膚障害又は肝障害
	芳香族化 合物のニ	アニシジン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、溶血性貧血又はメトヘモグ ロビン血
		クロルジニトロベンゼン	皮膚障害、溶血性貧血又はメトヘモグロビン血
	アミノ誘	四・四~―ジアミノジフェニルメタン	皮膚障害又は肝障害
	導体	ジニトロフェノール	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、代謝亢進、肝障害又は腎障 害
		トリニトロトルエン(別名TNT)	皮膚障害、溶血性貧血、再生不良性貧血等の造血器障害又は肝障害
		二・四・六―トリニトロフェニルメチルニトロア ミン(別名テトリル)	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
		パラーフェニレンジアミン	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
		フェネチジン	皮膚障害、溶血性貧血又はメトヘモグロビン血
		クレゾール	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
		クロルヘキシジン	皮膚障害、気道障害又はアナフィラキシー反応
	合物	トリレンジイソシアネート(別名TDI)	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
		ビスフェノールA型及びF型エポキシ樹脂	皮膚障害
		ヒドロキノン	皮膚障害
		フェニルフェノール	皮膚障害
		フェノール(別名石炭酸)	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障 害
		ベンゾトリクロライド	皮膚障害又は気道障害
		無水フタル酸	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
		メチレンビスフェニルイソシアネート(別名MDI)	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
		四-メトキシフェノール	皮膚障害
		レゾルシン	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
複素環	式化合物	テトラヒドロフラン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は皮膚障害
		ピリジン	頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
農薬その他の薬 剤の有効成分		ジチオカーバメート系化合物(エチレンビス(ジ チオカルバミド酸)亜鉛(別名ジネブ)及びエチレ ンビス(ジチオカルバミド酸)マンガン(別名マン ネブ))	皮膚障害
		N-(-・・・ニ・ニーテトラクロルエチルチオ) -四-シクロヘキセン-・ニージカルボキシミド(別名ダイホルタン)	皮膚障害又は前眼部障害
		テトラメチルチウラムジスルフィド	皮膚障害
		トリクロルニトロメタン(別名クロルピクリン)	皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害
		N- (トリクロロメチルチオ)・二・三・六 テトラヒドロフタルイミド	皮膚障害
		二塩化一・一´ージメチル―四・四´―ビピリジニウム(別名パラコート)	皮膚障害又は前眼部障害
#: +z.	人 屋 フィドラ	ペンタクロルフェノール(別名PCP)	皮膚障害、前眼部障害、気道・肺障害又は代謝亢進

備考 金属及びその化合物には、合金を含む。